

②⑤ 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

(1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい養育・支援を実施し、退所後も養育・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する養育・支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。
(乳児院)
- 児童相談所と施設は保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

(3) 評価の留意点

- 関係機関・団体等の機能や連絡方法の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。
(5種別共通)
- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について、養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。
- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- 家庭支援専門相談員（里親支援専門相談員）を中心に、児童相談所と連携し、里親への委託の推進や新規の里親開拓のための業務を行っているか確認します。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

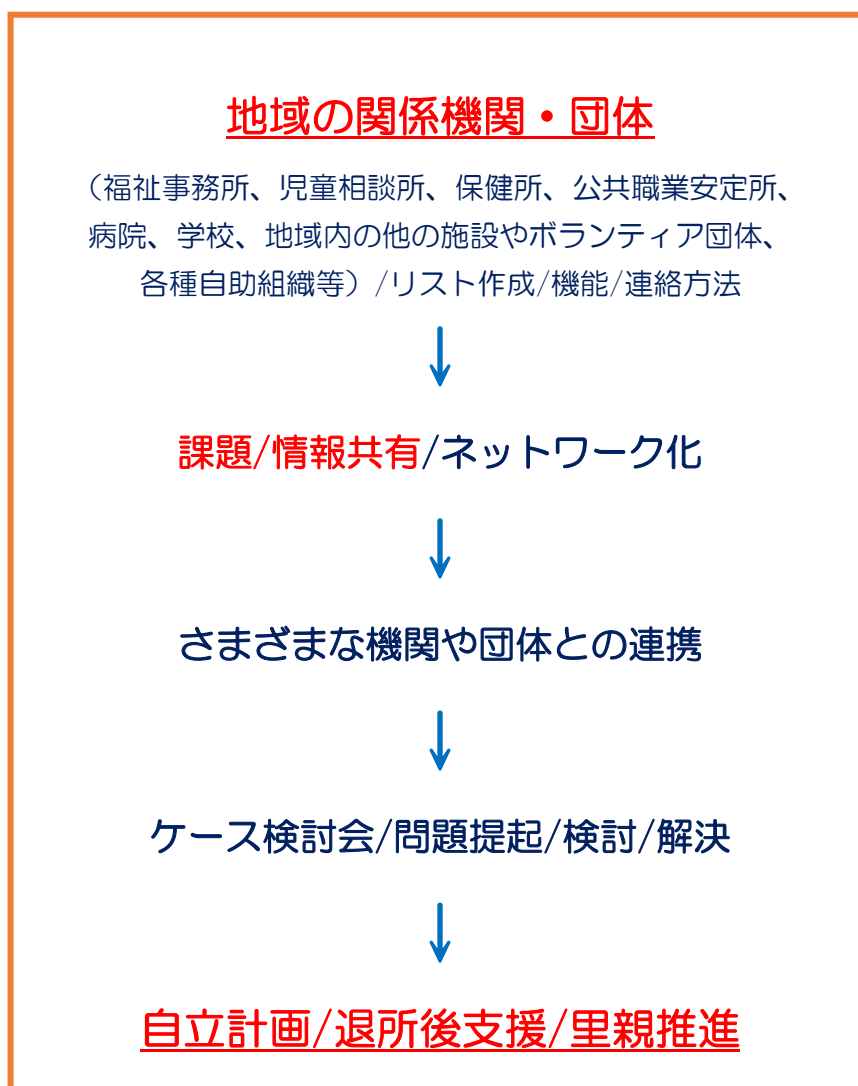


表-1 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関係機関	主な連携事項
(1)市町村	<ul style="list-style-type: none"> 相互の協力、通報等 児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 保育の実施を要する子どもの通知 1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、心身障害児通園事業等 児童福祉に関する企画・広報等
(2)福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
(3)保健所 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 保健、栄養上の指導の依頼 在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
(4)児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から調査の委嘱、指導措置 児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
(5)児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 指導措置 児童家庭支援センターから要保護児童の通告
(6)知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等) 発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等
(7)児童福祉施設等、里親	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 退所した子どもの指導に関する事項 母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項
(8)保育所	<ul style="list-style-type: none"> 保育の実施に関する事項
(9)家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から送致、家事審判の申立て 家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼
(10)学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
(11)警察	<ul style="list-style-type: none"> 触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 委託一時保護、少年輔導、非行防止活動等
(12)医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
(13)婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> 性非行を伴う女子の子ども等
(14)配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に係る通告 配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
(15)民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースにおける見守り的な支援など(地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る)
(16)その他連携を保つべき機関 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所 地域障害者職業センター 精神保健福祉センター 社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の就職等 精神薄弱児(者)の判定等 思春期精神保健に関すること等 児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等
<ul style="list-style-type: none"> その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携 	